

平成14年10月15日発行

農林水産政策情報センター

トピックス

平成14年度農林水産省政策評価実施方針

農林水産省では、「平成14年度農林水産省政策評価実施方針」を明らかにしました。農林水産省の政策評価は、食料・農業・農村基本法，森林・林業基本法および水産基本法に基づいて行われていることについて述べた上で，法律に基づいて策定される基本計画と政策分野の対応関係を明らかにし，さらに政策分野ごとに目標値とサブ指標を明らかにしています。

また，実施方針を策定するに当たって実施されたパブリックコメントに寄せられた意見とその意見に対する農林水産省の対応を明らかにしています。

<http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/14hosin.html#>

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/14/cont_2/14pctaiou.pdf

平成13年度農林水産省政策評価結果の反映状況

農林水産省は，13年度の政策評価において，70の実績評価に加えて，政策手段を対象に必要性，有効性および効率性の観点から162の事業について試行的に評価を行いました。15年度予算概算要求に当たって実績評価において達成度の低い政策手段，政策手段別評価において必要性の低い事業を廃止することを含め，全政策分野について抜本的な見直しを行い，一定の見直しが必要とされた150の事業のすべてについて改善・見直しを行ったとしています。

農林水産省「農協改革ボックス」を設置

農林水産省は，農協の営農・経済事業は改革が遅れており，各地の担い手農家をはじめ，消費者，経済界など各方面から様々な意見が出ているとし，「農協のあり方についての研究会」を発足させるとともに，消費者，生産者，農協役職員，農協と取引のある者が農協改革について意見や提言ができるようにす

るため，「農協改革ボックス」を設置しました。

<http://www.maff.go.jp/soshiki/keiei/box/teigen.htm>

岩手県 14年度政策評価結果

岩手県では，このほど主要事業について評価結果を公表しました。主要事業について評価項目ごとに配点と採点基準が定められていますが。必要性，効果，効率性については，それぞれ30点，代替性については10点が配分され，合計が100点となるように設計されています。

例えば，「青果物等価格安定対策等事業」をみると，事業の概要，事業目標が記されたあと，分析・評価が行われ，必要性は10点，効果は15点，効率性は25点，代替性は5点で，合計は55点（前回評価が52.2点）であったとしています。なお，「指標に代わる効果等の説明」では，「野菜価格が年々低下している中で，本事業により農家経営への影響を緩和し，産地の維持増大に寄与」しているとしています。

<http://www.pref.iwate.jp/hp0212/seisaku/>

岡山県大規模施設建設事業評価

岡山県では，普通会計からの県負担額が10億円以上の大規模施設整備事業について平成12年度から評価を実施していますが，この評価システムの特徴は，事業評価調書が作成された段階で公開し，広く意見を求めることにあります。

このほど実施された「新総合福祉・ボランティア・NPO会館等整備事業」では，8月26日に事業評価書と参考書が公開され，同時にパブリックコメントが開始されました。その結果を受けて，9月25日に総合評価書が明らかにされています。また，パブリックコメントでの意見等の要旨と意見に対する考え方が明らかにされています。

<http://www.pref.okayama.jp/somu/zaisei/zaiseij-1g.htm>

都道府県における透明性向上方策の実施状況(下)

当センターでは、平成13年11月に都道府県に対して「行政の透明性向上に関するアンケート」を実施した。最終回では、情報公開の実施状況について紹介する。なお、このアンケートでは、公文書公開条例によるものについては対象にしていない。

1. 情報公開条例の制定状況

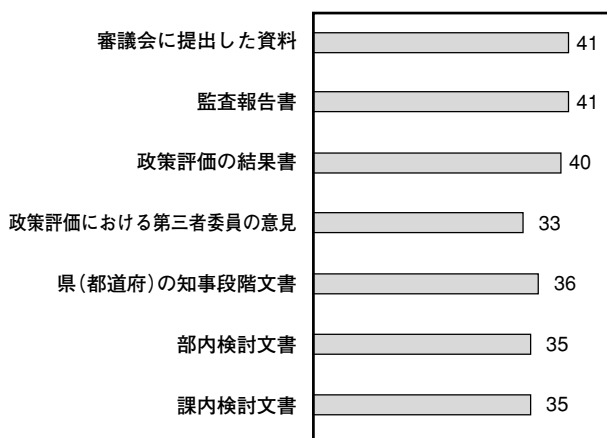
情報公開条例を制定している都道府県（以下、単に「県」という。）は44県であった。制定年度をみると、昭和に制定した県も8県あり、平成に入ってもその数を伸してきた。平成12年度には10県が制定しており、近年の行政の透明性に対する意識の高まりを反映しているものといえる（図表省略）。

2. 情報公開の対象

情報公開の対象をみると、審議会への提出資料（41県）、監査報告書（41県）や政策評価の結果書（40県）が多く、知事段階での検討文書（36県）に加えて、部内・課内の検討段階の文書についても35の県で公表の対象としており、行政の持つ情報は「原則公開」の方向へと進んでいる。

なお、政策評価の結果を公表する際、第三者委員の意見を公開対象としているのは33県であるが、政策評価を本格的に導入（試行を除く）している県が37県であるので、決して少ない数ではない。

図1 情報公開の対象



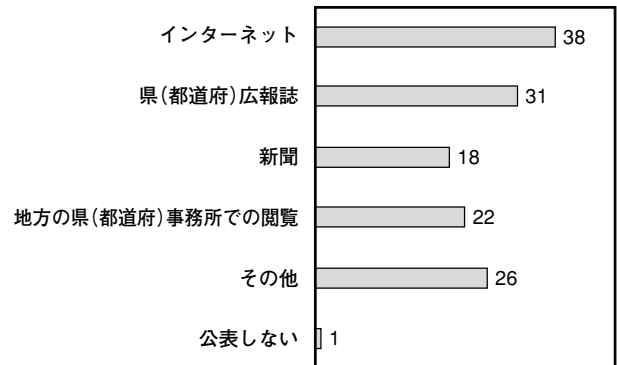
注：複数回答

3. 計画案件の公表

県民への公表については、基本計画等の今後の施策

の方向を定めるような計画に関しては、「インターネット」（38県）、「県広報誌」（31県）などを中心に複数の方法で県民への通知を行っている。「その他」の回答の中ではパンフレット・リーフレット等の作成をあげている県が多かった。

図2 基本計画等の通知方法

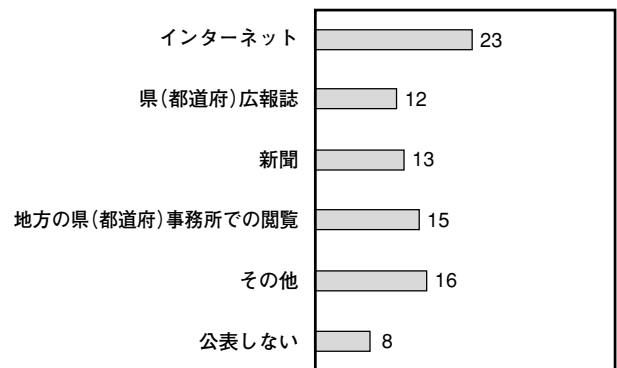


注：複数回答

公共事業の見直しに関するものについては、「公表していない」が8県あるほか、インターネット（23県）、県広報誌（12県）など、県民へ通知する度合いが計画案件の公表に比べて大幅に少い。

「その他」の項目においては、担当部局において適宜判断するといった内容の回答が多かった。

図3 公共事業の見直しに関する通知方法



注：複数回答

「透明性向上のために、行政への県民参加を求めているか」という設問に対し、43県が「はい」と答えている。その内容としては、審議会・委員会の一般委員としてが30県、地域懇談会の出席者としてが25県、審議会・委員会の学識経験者としてが16県となっている（図表省略）。

* 本稿は、AFFPRI report19, 20号に続くものです。

英国 DEFRA の規制インパクト分析

本稿では、当センターが昨年9月に英国・環境食料農村省（Department for Environment, Food and Rural Affairs；DEFRA）を訪問し、2001年に実施されたBSE対策に関する規制を実例として調査した規制インパクト分析（Regulatory Impact Assessment；RIA）について、その概要を紹介する。

英国では、1998年、ブレア首相により、規制を伴う新政策の提案に当たって、あるいは実施中の政策についても、必ずRIAを行うことという表明が行われ、これに基づきRIAが行われている。しかしRIA自体は、これを嚆矢とするものではなく、その前から行われてきている。

RIAは、政策ツールの1つで、規制案が企業等に影響を及ぼす可能性がある場合に、その費用、便益、リスク面について影響を分析するもので、行政機関内部で行われる。

現在、内閣府（Cabinet Office）には、RIAの総括的担当部門としてRegulatory Impact Unit（RIU）が、また各省にはRIAを実施する支援部門としてDepartmental Regulatory Impact Unit（DRIU）が置かれており、DEFRAの場合には、100人位のスタッフで構成されている。

1. RIAの手順

(1) 提案しようとする規制の担当部門は、その目的と意図する効果について既存の資料を用いて分析（初期のRIA）し、DRIUのアドバイスを受けた上で、当該課題を継続して検討していくことについて、大臣の了解を得る。

RIAは、初期、中間、最終の各段階を通じて、規制の原則（目標の明瞭性、透明性、責任の所在、リスクと便益の均衡性、首尾一貫性）を念頭におきつつ、RIAの要素（リスクの予測、各選択肢の比較、費用対便益、規制の遵守費用）について分析が行われる。

(2) 次に、関係部署との相談やアドバイスに基づき、中間段階のRIAを行い、継続して検討することについて政府全体の承認を得て、コンサルテーションを行う。

コンサルテーションは、ほとんどすべての関係者の意見を文書で聞く手続きで、多いときには500～600通もの文書が、十分な時間的余裕（緊急時を除き、通常12週間以上）をもって通知されている。併せて業界団体、ステークホルダー（利害関係者）

とのミーティングも行われている。

(3) 更に、関係部署から寄せられた意見、コンサルテーションやミーティングの結果と照らし合わせて最終段階のRIAが行われ、提案内容が大幅に変更された場合には再度政府全体の承認を得た上で、提案に対する提言とともに、大臣に提出される。

大臣は、当該規制を行うために立法化が必要があるかどうかを判断した上で、最終段階のRIAの報告書にサインし、規制案、立法化が必要な場合には法律案を議会に提示する。

2. 実施例；2001年のBSE対策の場合

2001年3月、DEFRA（当時はMAFF）では、EUからの要請により、BSE対策をより効果的に行うため、24月齢超（従来は30月齢超）で死亡した牛の検査を義務付ける規制（対象牛は年5000頭以下と推定）を行うこととし、RIAを行った。その結果は、次のとおりである。

(1) リスク

この措置を行うことによるリスク、とくに悪影響や損害に繋がる要因や状況は、考えられない。

(2) 選択肢

すべての死亡牛発見者に義務が課せられる（罰則も設けられる）こととなるが、当該措置以外の選択肢は考えられない。

(3) 費用対便益

規制自体は直接の影響を与えるものではないが、皮革業者、廃家畜殺業者等の中には収集費用の増加等の影響が出る者もいる。

一方、検査が成功し病気を管理することができれば、英国産牛肉の輸入を拒否している国に輸出できるようになるし、感染牛が増えるなら迅速に対策をとることができる。

なお、皮革業者、輸出入業者、廃家畜殺業者等の小規模企業に対してコンサルテーションが行われ、公表されている。廃家畜殺業者団体から職域が狭まることへの懸念が示されたとのことである。英国では、どのような場合においても、このような中小企業への配慮が必須となっている。

(4) 遵守費用

検査の対象となる死亡牛が増加することに伴うかかりまし検査費用は年100万ポンド、皮革業者等の損失は年25万ポンドと見積もられる。酪農家の場合は、損失はほとんどない。したがって、トータル遵守費用は小さい。

以上の結果に対し「この報告書を読み、便益が費用に見合うことを納得した」として、担当副大臣Elliot Marley氏が報告書にサインしている。（伊藤）

用語解説

レビュー Review

本誌22号および23号で引用したOECDのGlossary of Key Terms in Evaluation and Result-Based Managementによると、同資料は、Reviewについては、「定期的に、または特別に実施される業績（performance）についてのアセスメントであるとし、Evaluationは、Reviewよりも包括的、徹底的なアセスメントとして使用されることが多い。Reviewは運用面を強調する傾向がある。ReviewとEvaluationは同義語とされる場合もある。」としている。

22号および23号でも紹介したカナダ財政委員会事務局（Treasury Board of Canada Secretariat）によると、当センターの問合せに対して、カナダ政府が実施しているReviewは、「Evaluationに非常に近いものであるが、Evaluationは、Reviewよりも総括的であるか、突き詰めた分析（analysis）を行うものであると思われる。」と回答している。

当センターの米国農務省動植物衛生検査局（USDA/APHIS）の評価担当責任者に対するインタビューの中で、氏は「ReviewとEvaluationの二つの言葉の区別は明確でない。Reviewは、プログラム活動に関するある種の検証を意味するが、一方、Evaluationはプログラムの有効性について、より直接的に判断を下す言葉である。Reviewは、プログラムの遂行におけるマネジメント機能に着目するもので、プログラムの責任者がプログラムを有効に行えるようにする役割を持つ。このタイプのアプローチをフォーマティブ（形成的）エバリュエーションあるいは、パーティシパントリー（参加型）エバリュエーションという専門家もいる」と説明した。

次に、カナダの農業食品産業省（AAFC）評価部が1999年2月に公表した「カナダ農村情報サービス」（CRIS）を例にレビューの目的、実施方法等をみるこ

とにする。同評価部は、1996年にレビューの目的と範囲を明らかにしているが、レビューの目的については、「CRISの利用状況と顧客のニーズへの適合性について全体的な評価（assessment）を行うこと、すぐに手当てを必要とするような課題をみつけること、CRISの将来方向に関する勧告をまとめること、顧客のニーズに効果的に対応するためにCRISの能力を高めることができる方法を決定することである。」としている。

CRISのレビューは1998年6月に開始されたが、レビューは、文書の検討とインタビューの実施という2つの段階をとっている。文書検討においては、CRISについての理解を深めること、CRISが発展してきた環境を理解することであるとしている。インタビューによるレビューは、このサービスを利用して顧客の満足度に関する情報を集めることであり、電話によるインタビューが21回、インターネットによるインタビューが4回実施されている。そのほか、CRIS諮問委員会委員やCRISの担当職員と専門家に対してCRISの改善方法に関する情報やその他の情報を集めるためにインタビューが実施されている。

このレビューでは、CRISのサービスは、質が高いと結論している。その上で、CRISの役割を環境の変化に合わせることで、農村住民に標準を合わせたCRIS普及の戦略を策定すること、電話サービスの充実、ウェブサイトの更新に弾力的に人材を配置すること、日常的に顧客の満足度等を集め、CRISを評価することとしている。

3回に分けてAudit, Evaluation, Reviewを用語解説に取り上げた。これらに類似した用語としてAppraisalがある。Appraisalについては、本誌13号で取りあげたが、政策評価の分野で用いる用語は、一般に用いられる場合と異なっていることがあること、また、国によってその意味合いが若干異なることに常に留意しなければならない。なお、Reviewに関しては、本誌14号で取り上げたPeer Reviewといったような用い方もあることに留意する必要がある。

編集後記

小泉首相の北朝鮮訪問を契機に拉致問題の悲惨さが明らかになり、日本中に衝撃が走りました。その一方で、日朝国交正常化交渉の再開に対し、約80%の人が支持していました。久しぶりに冷静に判断する日本人を感じました。当センターのテーマである「政策評価」や「透明性の向上」は、国民が冷静な判断をするために欠かせない大事なツールです。今後とも、その調査研究を充実させていきたいものです。（伊藤）

AFFPRI report

平成14年10月15日 No.24

(財)農林水産奨励会・

農林水産政策情報センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13

三会堂ビル 9階

TEL 03・3568・2107

FAX 03・3568・2108

URL <http://www.affpri.or.jp/>